

新学術創成研究科ナノ生命科学専攻（博士後期課程）学位論文審査基準

令和2年10月15日

新学術創成研究科会議代議員会承認

博士の学位論文の審査は、ナノ生命科学専攻博士後期課程の学位授与方針に従い、以下の項目について、主査および審査員（副査）4名以上（合計5名以上）により審査し、その結果を総合的に判断して合否を決定する。

論文審査項目

- 1 当該研究領域における博士としての十分な専門知識と実践的スキル（国際的な研究・コミュニケーション能力を含む）を身につけていること。また、問題を的確に把握、解明・解決する能力を身につけていること。
- 2 研究テーマの設定が申請された学位に対して妥当であること。
- 3 博士論文研究に際して、適切な研究（調査・実験・解析）方法を採用し、それによって得られた結果に基づいて具体的な分析・考察が為されていること。
- 4 当該研究領域において、独自の価値を有するものとなっていること。
- 5 論文の構成・記述が十分かつ適切であり、結論に至るまで一貫した議論がなされていること。
- 6 博士論文の主な内容について、原則として、本課程在学中に申請者がまとめた論文1編以上が査読付き学術雑誌（英文）に第一著者として掲載または掲載決定されていること（和文論文は不可）。

この基準は、令和2年度入学者から適用する。

【参考：学位授与方針（DP：ディプロマ・ポリシー）】

博士後期課程では、ナノ生命科学領域の授業や様々な研究活動を通じて、次に掲げる能力を修得させるとともに、所定の期間在学し、かつ所定の単位を修得した上で、博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に「博士（ナノ科学）」の学位を授与する。

- 1 ナノ生命科学に関して自身の探求心・興味・関心に基づき全方位的に研究を実施できる能力
- 2 自身の研究分野と他分野を融合させ研究を完遂する能力
- 3 未踏の学際領域や新たな分野を開拓する能力
- 4 最先鋭の研究に係るプレゼンテーション力・多言語コミュニケーション力・論文作成能力